ひたちテレワーク移住促進助成事業（実家等）実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、テレワークによる本市への「転職なき移住」の促進を図ることを目的に、県外での勤務・事業等をテレワークによって継続しながら本市の実家等に居住する移住者に対し、予算の範囲内において助成を行うことについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　移住者　本市に移住する直前の１年間に茨城県外(国外も含む)に居住していた者

(2) 実家等　移住者以外の者が所有、賃借する住宅をいう。

(3)　テレワーク　情報通信技術を利用して行う事業場外勤務等をいう。

(4)　通信環境整備費　テレワークを行うに当たり必要となる通信環境の整備（Ｗｉ－Ｆｉ環境の構築、パソコン、スマートフォン及びこれらの通信機器に接続する端末類の購入等）に係る費用をいう。

(5)　ひたちテレワーク応援チケット　市長が別に定める市内のコワーキング施設及び公共施設内カフェ（以下「コワーキング施設等」という。）において料金を支払うことができるチケットをいう。

（助成対象者）

第３条　助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす移住者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1)　本市の住民基本台帳に記載された日において、自己又は配偶者が45歳未満の移住者であること。

(2)　テレワークにより業務を行う者であって、次の要件を満たす者であること。

　　ア　企業に勤務する被雇用者にあっては、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと。

　　イ　個人事業主等の自営業者にあっては、転入後も移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

ウ　転入から申請までの間、勤務日の過半、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。

(3)　市内の住宅に住民登録をし、５年以上居住する見込みであること。

(4)　同居を予定する者のうち、日立市の市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納している者がいないこと。

(5)　自己が属する世帯の全員が、ひたちテレワーク移住促進助成事業（実家等、賃借、住宅取得）を受けていないこと。

　（対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、テレワークに必要となる通信環境整備等に係る経費とする。

（助成額）

第５条　助成対象者に、当該各号に定める額を助成する。

(1)　通信機器整備費　　 　　　　　　　　　　　　　　　最大２００，０００円（実費分）

(2)　交通費相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　１００，０００円

(3)　コワーキング施設等利用料（ひたちテレワーク応援チケット）　 １００，０００円分

（助成の申請）

第６条　助成対象者は、市内の住宅に、住民登録を行ったときに助成の申請をすることができる。

１　助成対象者が助成を受けようとする場合には、ひたちテレワーク移住促進助成（実家等）申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、日立市に住民登録を行った日が属する年度の翌年度の３月１５日（同日が日立市の休日を定める条例（平成元年条例第35号）第１条に定める休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

(1)　ひたちテレワーク移住促進助成（実家等）の申請に係る誓約書兼同意書

(2)　テレワーク助成に係る通信機器整備を受けようとする場合は、通信機器の購入及び整備に要した費用に係る領収書等

(3)　第３条第２号に定める勤務要件に応じ、次の書類を提出すること

　 ア　県外の企業等に勤務する被雇用者

　　(ｱ)　テレワーク勤務証明書（様式第２号）等

イ　個人事業主等の自営業者

　 (ｱ)　移住前に開業し、転入元で行っていた業務を転入後も継続していること等を証する書類（開業・廃業等届出書の写し、直近の確定申告書（提出先税務署が受付したことが確認できるもの。）及び納税証明書等）の写し及び業務の取引に係る契約書、注文書（発注書）又は注文請書（受注書）の写し等

(4)　その他市長が必要と認める書類

(助成の決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査して、助成の適否を決定し、その結果についてひたちテレワーク移住促進助成（実家等）決定及び補助金額確定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　前項に基づき交付を決定するときは、規則第６条の３に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

３　市長は、助成の申請に係る事項につき、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第８条　規則第６条の２による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（申請内容の変更等）

第９条　第７条第１項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その申請について、内容を変更しようとするとき又は取り止めようとするときは、ひたちテレワーク移住促進助成（実家等）決定変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合には、助成の決定を取り消し、又は変更することができる。

３　市長は、前項の規定により助成の決定を取り消し、又は変更したときは、ひたちテレワーク移住促進助成（実家等）決定変更通知書（様式第５号）により当該助成決定者に通知するものとする。

（助成の請求）

第１０条　助成決定者は、様式第３号を受理したときは、助成の申請を行った日の属する年度内に、ひたちテレワーク移住促進助成（実家等）請求書（様式第６号。以下「請求書」という。）の他、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金等の交付）

第１１条　市長は、前条の請求を適当と認めたときは、助成決定者に対し、助成金等を交付するものとする。

（返還請求）

第１２条　市長は、第８条第２項又は次項の規定より助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成が行われているときは、当該助成決定者に対し、期限を定めて助成金等の返還を請求する。

２　市長は、助成金等の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消し、助成金等の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1)　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　助成の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合

ウ　第８条第２項の規定により助成の決定を取り消した場合

エ　助成金等の申請日から３年未満に本市から転出した場合

オ　その他市長が不適当と認めた場合

(2)　半額の返還

　ア　助成金等の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から適用する。

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。